

令和7年度 労働問題総合対策セミナー

無料

ハラスメント対応セミナー第3弾（詳細対応構築）

# カスハラを含むハラスメントの防止と対応

企業で発生する5大ハラスメント

バカ、  
給料泥棒！  
ターケ



パワハラ

オレは客だぞ。  
神様だぞ。や！  
言う事聞けや！



カスハラ

お詫びに  
今夜付き  
合えや！



セクハラ

前出  
出産  
日まで  
や！



マタハラ

はあつ。育児休業?  
何眠い事言つてんだ！



パタハラ

パワハラ事件で最高の1億5千万円の  
調停金支払いを決定(令和7年9月9日東京地裁)

日 時：令和7年12月4日(木) 13:30 ~ 17:00

会 場：岡谷鋼機名古屋公会堂 名古屋市昭和区鶴舞1-1-3

インターネット受講も可能です

主 催 愛知県下各労働基準協会

愛知・名北・名古屋南・名古屋東・名古屋西・豊橋・岡崎・一宮・半田・刈谷・豊田・瀬戸・津島・江南・西尾 労働基準協会

# ●ご 案 内

ハラスメントをめぐる労使紛争が増加しております。また、精神障害の労災支給決定は、ハラスメントを原因とするものが、全体の4割以上を占めており、認定基準にカスタマーハラスメントが加えられてからはその増加は顕著で、令和6年度の支給決定件数は、過去最高の1,055件となりました。

そんな中、改正労働施策総合推進法により、カスハラ対策が今後企業の義務となります。加えて、令和7年9月には、パワハラでは過去最高の1億5千万円の調停金を企業が支払う決定が、東京地裁にてなされました。

労働基準協会ではハラスメント対策を労働最大の課題と捉え、令和7年度にホップ・ステップ・ジャンプの3つの大きなセミナーを開催します。

9月26日の労働重要問題対応セミナーでは、**第1弾ホップ(課題把握)**として、労務管理部門No.1弁護士の石嵩先生に講演いただきました。11月18日のカスハラ義務化緊急対応緊急説明会では、**第2弾ステップ(義務・対策把握)**として、行政・弁護士・労働基準協会関連事業の解説と労働劇を上演します。

今般、**第3弾ジャンプ(詳細対策構築)**として、弁護士、社会保険労務士、企業経営者から具体的な対策を聴く、**令和7年度労働問題総合対策セミナー**を開催します。ぜひとも多くの皆様にご参加いただきますようご案内申し上げます。



## パワハラ事件で最高の1億5千万円の調停金支払いを決定(令和7年9月9日東京地裁)

東京の化粧品メーカー勤務の新入社員の女性が自殺したのは、社長のパワハラが原因だと遺族が訴えたのに対し、東京地方裁判所は調停の結果、社長のパワハラが自殺につながったことを認め、会社側が責任を認めて謝罪し、1億5000万円を支払うとしたことを決定した。決定には、社長が辞任するという異例の内容も盛り込まれ、双方が異議申し立てをせず確定し。社長は退任した。

女性は2021年4月に同社に入社し、同年の12月に社長との面談で長時間にわたって「大人をなめるなよ」などと叱責され、2022年1月にうつ病と診断されて休職し、半年の休職期間満了で同社を退職扱いとされた。その後同年8月に、自殺を図り、意識が戻らないまま2023年10月に25歳で亡くなり、2024年5月には労災認定もされている。

**日 時：令和7年12月4日(木) 午後1時30分～午後5時**

**会 場：岡谷鋼機名古屋公会堂 4階ホール**

名古屋市昭和区鶴舞1-1-3

**対 象：** 経営者、労務人事・安全衛生部門責任者・担当者

労働関係団体役職員、社会保険労務士等労働専門家 等

**参加方式：**会場参加 または インターネット視聴

**会 費：** 無 料    **定 員：** 会場参加は200名

インターネット受講は定員はありません。



## ●セミナーの内容

**総括テーマ：カスハラを含むハラスメントの防止と対策**

### 開会挨拶

津島労働基準監督署長 杉江弘樹 氏



### 特別講演

**テーマ：カスハラ等のハラスメントをめぐる裁判事例**

**講 師：** 宮澤俊夫法律事務所 代表弁護士 宮澤俊夫 氏



- インターネット視聴について
- ・会場開催日の10日後より 視聴が可能です。
- ・視聴パスワードと視聴の手順は、視聴開始日までにお知らせします。
- ・視聴可能期間は10日間です。

# パネルディスカッション

## テーマ：カスハラ等のハラスメントをめぐるトラブルの防止と対応

1. ハラスメントの現状 2. ハラスメントに関する法的義務と具体的な防止・対応策について

### パネリスト

#### 宮澤俊夫 氏

宮澤俊夫法律事務所 代表弁護士  
愛知労働局労災法務専門員  
元名古屋法務局訟務部付検事

##### 【発言要旨】

1. ハラスメント発生・問題化の背景
2. 企業責任を問われない有効な対策
3. 弁護士としての提言



【プロフィール】金沢大学法学部を卒業し司法試験合格。東京地方検察庁検事に任官し、昭和63年に名古屋法務局訟務部付検事を最後に退官。企業法務を多く手掛け、ち密な解説には定評がある。愛知労働局労災法務専門員・公共調達監視委員会委員長、愛知県仕事と生活の調和推進事業検証委員会委員長、愛知県雇用労働相談センター代表弁護士、愛知県弁護士会民事弁護委員等要職を歴任。

#### 松下操 氏

まつした社労士事務所・株式会社 Kizuki  
特定社会保険労務士・産業カウンセラー

##### 【発言要旨】

1. ハラスメント問題の現状
2. 各関係法の義務と防止・対応の有効策
3. 社会保険労務士としての提言



【プロフィール】人事労務の相談業務を行い、幅広い業種を対象としたハラスメント、メンタルヘルスの企業研修講師を担う。愛知県下各労働基準協議会が企業が行うべき労働者からのハラスメント相談等を代行する、勤労者労働総合相談センターのセンター長を務める。また、労働者健康福祉機構 愛知産業保健総合支援センターのメンタルヘルス対策促進員として企業支援を行う。具体的で分かりやすい講演には定評がある。

#### 畔柳雅宏 氏

岡崎信用金庫 副理事長

##### 【発言要旨】

1. ハラスメントの相談状況と課題
2. わが社の防止・対応対策
3. 企業経営者としての提言



【企業プロフィール】岡崎市に本店を置く大手信用金庫。愛知県および中部地方で最大規模の信用金庫で、全国においても第3位の預金量を誇る。愛知県全域と静岡県湖西市を営業地域としており、支店や出張所などは101店舗。1924年に前身の岡崎信用組合を設立し、昨年度創業100周年を迎えた。基本方針は「当金庫は地元産業の発展と社会の繁栄に真心をもって奉仕する」。畔柳副理事長は岡崎労働基準協議会の会長

#### 阿津地 稔

一般社団法人 名古屋南労働基準協会  
専務理事・事務局長

##### 【発言要旨】

1. 労働基準協会のハラスメント相談状況
2. 労働基準協会のハラスメント防止事業
3. 労働基準協会の役割



【ハラスメント防止に関する労働基準協会の事業】  
1. 対策無料セミナーの開催 2. 協会報による情報提供  
3. 無料相談室の開設 4. 防止研修(年5回)、相談担当者研修(年3回)の開催 5. 企業出張研修の実施(年16回)  
6. 研修用DVDの販売、無料貸出 7. 防止対策総合サポート事業(関連社会保険労務士法人にて実施)  
勤労者労働総合相談センターによる相談代行、初期コンサルティング、社員研修、発生時調査・対応等

### コーディネーター

#### 市之瀬高司

一般社団法人 名北労働基準協会  
副会長・専務理事  
特定社会保険労務士・RSTトレーナー



#### 閉会挨拶

西尾  
労働基準協会  
専務理事  
事務局長



【プロフィール】法人役員として会務を統括し、事業を企画・推進し、年間100回近い講習会等の講師を担当し、企業の労働相談を行う。社会保険労務士受験対策講座の主任講師として講座運営と講義を担当し、毎年数多くの受講生を合格に導く。労働基準協会の関連社会保険労務士法人の代表社員を兼務。

#### 柵木清孝

# ●会場案内

## 岡谷鋼機名古屋公会堂

4階 ホール 名古屋市昭和区鶴舞1-1-3

TEL:052-731-7191

### 【交通アクセス】

●地下鉄鶴舞線「鶴舞駅」

下車4番出口 徒歩2分

●市バス「鶴舞公園前」

下車 徒歩3分

●JR中央線「鶴舞駅」

FAX番号がある場合は必ず

下車 徒歩2分 FAX番号をご入力いただきお申ください。



[お申し込みフォームはこちら](#)



### 申込要領

下記申込書を管轄協会までFAXでお送りいただくか、上記QRコードから名北協会ホームページよりお申込み下さい。  
開催日一週間前までに開催案内をお送りいたします。

名 称	所 在 地	電話番号	FAX番号	対象地区
(公社)愛知労働基準協会	〒460-0008 名古屋市中区栄2-9-26	(052)221-1438	(052)204-1268	愛知県以外の区域
(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市
(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市港区港楽1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区
名古屋東労働基準協会	〒456-0022 名古屋市熱田区横田1丁目11-6 フジ神宮ビル8階	(052)890-4466	(052)890-4477	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町19	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡
岡崎労働基準協会	〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
(一社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡
(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマウール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市

令和7年12月4日 開催

## 労働問題総合対策セミナー 申込書

申込日 令和 年 月 日

申込協会	労働基準協会	会員番号	名北労働基準協会員のみご記入ください。(郵送時封筒に記載)		
事業場名		T E L E - m a i l	( ) -		
所在地	〒	F A X ※番号がある場合は必須	( ) -		
受講者名	氏名	所属部署・職名	受講区分 ○を付してください	ご連絡先	事業内容
			会場・インターネット	□受講者 □担当者 ※担当者の場合 部署名 氏名	
			会場・インターネット		労働者数 名

# 令和7年度 労働実務専門講座

# 基礎法令コース

主催 愛知県下各労働基準協会

愛知県下の労働基準監督署が毎年行う臨検（立ち入り調査）等による監督指導では、対象事業場の63.8%に労働基準法、労働安全衛生法等の労働基準関係法令の違反が認められます。

このような法令違反の大半は、企業の管理者・担当者の知識と認識の不足によるもので、企業を悩ます重篤な労働トラブルの原因ともなります。

そこで、当協会では愛知県下各労働基準協会と共に、労務人事・安全衛生担当者の養成の場として、労働実務専門講座（基礎法令コース・就業管理コース）を開催いたしております。

令和7年度最後の基礎法令コースは下記の日程ですので、円滑な労務管理を実施し、さらなる企業繁栄に結びつけるために、ご関係の皆様にぜひともご受講いただきますようご案内いたします。

＜会場＞ 一般社団法人 名北労働基準協会 3階「大会議室」

名古屋市北区清水1-13-1

## 労働実務専門講座（基礎法令コース）

研修名	日程	時間	内容	講師	会費	
					会員	非会員
第1回 労働基準法研修 (A31)	令和8年 1月14日	9:30~16:30 6時間	労働基準法の概要と事務手続、労務管理上の留意点	(一社)名北労働基準協会 副会長・専務理事 特定社会保険労務士 市之瀬 高司 	10,000 0	12,220 0
第2回 安全衛生研修 (A32)	令和8年 1月28日	6時間	9:30~ 12:30	労働安全衛生法等関係法令の概要と事務手続	10,000 0	12,220 0
			13:30~ 16:30	安全衛生管理活動の概要と留意点		
第3回 社会保険研修 (A33)	令和8年 2月10日	9:30~16:30 6時間	健康保険法、厚生年金保険法、介護保険法等の概要と事務手続	キクチ健康保険組合 常務理事 特定社会保険労務士 木村 美智子 氏 	10,000 0	12,220 0
第4回 労働保険研修 (A34)	令和8年 2月25日	9:30~16:30 6時間	労災保険法・雇用保険法の概要と事務手続	(一社)名北労働基準協会 理事・事務局長 石田 和彦 	10,000 0	12,220 0

※全日程4日間の75%以上の受講修了者に「労働実務専門講座卒業証」を、また各研修1日間受講修了者に「労働実務専門講座研修修了証」を交付いたします。

※DVD受講も可能ですので、お問合せください。

会場案内 一般社団法人名北労働基準協会



#### 【会場アクセス】

「名 鉄」 清水駅徒歩4分、東大手駅徒歩8分  
「地下鉄」 名古屋城駅①番出口より徒歩12分  
「バ ス」 市バス・名鉄バス清水口より徒歩5分  
「お 車」 名古屋高速 黒川出口より5分

会場には受講者専用駐車場がありません。車にてお越しの場合は近隣に駐車場があります。十分時間をみていただいたうえ、有料駐車場を各自の責任・負担でご利用ください。

愛知県下の企業勤労者等の皆様が、年間約1万人受講される会場です。

申込要領	申込書を各労働基準協会へファックスにてお申込みください。お申込み完了後、受講票と請求書を合わせてお送りします。 会費は開催日の14日前までに、銀行振り込みをお願いします。				
	名 称	所 在 地	電話番号	FAX番号	対象地区
申込先	(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市
	(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市港区港楽1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区
	名古屋東労働基準協会	〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階	(052)882-3909	(052)883-3586	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町
	名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡
	豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町19 2階	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡
	岡崎労働基準協会	〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
	一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
	(一社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡
	(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市
	豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
振込先(実施機関)	三菱UFJ銀行	黒川支店 普通預金 No.2036133			
一般社団法人 各労働基準協会	一般社団法人 各労働基準協会				※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います

※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。

講習会等申込書（コピー可） 労働実務専門講座（基礎法令コース） 申込日 令和 年 月 日

申込協会		労働基準協会		会員番号					名北労働基準協会員のみご記入ください。
事業場名				T E L F A X E - m a i l	( )	—	—	—	
所在地		〒		事業内容			労働者数	名	
受講者名	区分 <small>ご記入不要です</small>	氏 名	所属部署・職名	受講区分			ご案内送付先		
				<input type="checkbox"/> 4日とも <input type="checkbox"/> 1月14日 <input type="checkbox"/> 2月10日			受講者・担当者 <small>○をつけてください (部署名)</small> <small>様</small>		
				<input type="checkbox"/> 1月28日 <input type="checkbox"/> 2月25日			<input type="checkbox"/> 1月28日 <input type="checkbox"/> 2月25日		
				<input type="checkbox"/> 4日とも <input type="checkbox"/> 1月14日 <input type="checkbox"/> 2月10日			<b>会費支払時期</b> <small>令和 年 月 日</small>		

- ・この受講申込書でご提供頂いた個人情報は、今回お申込み頂いた講習会の受講者資料並びに講習のご案内送付用として R7.10R 使用し、受講者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。

労働法令の基礎を体系的に学ぶ1日研修です

# 労働実務総合研修

## ご案内

### 現場管理者



今日から  
がんばるぞ！



### 労務担当者



※労働実務基礎講習を受講し、令和6年度版「労務管理の早わかり」をお持ちの方は、会費より2,000円差し引かせていただきます。

### 現場管理者・労務担当者が労働法令を知らないと労働トラブルが発生します

現場管理者・労務担当者に、労働法令の知識がなく発生する労働トラブルが増加しております。労働トラブルを防ぎ、企業を伸ばす労務管理の実施には、労働者の管理に携わる多くの方が、労働基準法、労働安全衛生法、労働保険等の知識を習得することが不可欠です。

そこで愛知県下各労働基準協会では、「働き方改革関連法」を含む労働法令の基礎を、体系的に学ぶ初級編「労働実務総合研修」を開催しております。

労務管理のさらなる向上のため、ぜひともご参加いただきますようご案内申し上げます。

主催 愛知県下各労働基準協会

名北・名古屋南・名古屋東・名古屋西・豊橋・岡崎・一宮・半田・刈谷・豊田・瀬戸・津島・江南・西尾 労働基準協会

# 現場管理者・労務担当者が労働法令を知らないと労働トラブルが発生します

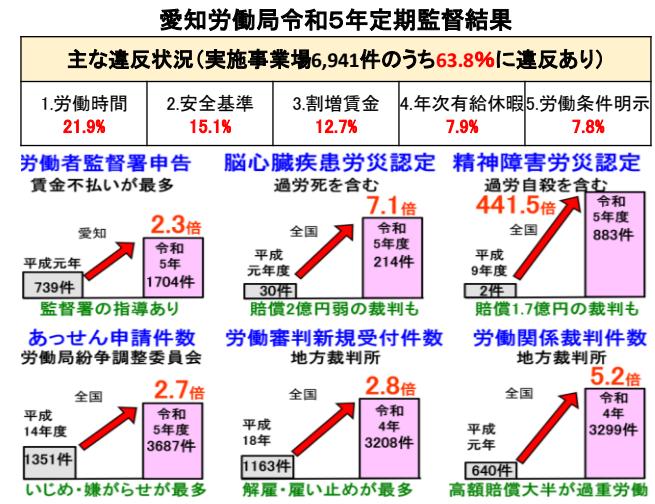
## 労働法令の知識がなく発生する労働トラブルが増加しています

令和5年の愛知労働局の監督指導では63.8%の事業場に、労働基準法、労働安全衛生法等の違反が認められております。

この割合は労働基準関係法のみのもので、労働者派遣法、育児介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法等の100近くの全ての労働法に拡大すると、何らかの違反が存在する企業はさらに高率となります。

法違反は、賃金不払残業、長時間労働による健康障害、労働災害等を発生させ、解雇、雇止め、パワハラ、セクハラ等をめぐる深刻な労使紛争に繋がり、企業の経費・信用と関係者の膨大な時間を奪います。

このような労働トラブル発生の原因の大半は、部下を直接管理する現場管理者と労働の舵取りをする労務・安全衛生担当者の、労働法令の知識不足、トラブル防止の認識不足、判断誤りによるものです。



## 現場管理者・労務担当者の責任は重大です

労働基準法では法の履行者、責任者を「使用者」としており、①事業主として法人企業と個人企業の事業主 ②経営担当者として法人役員等 ③労務管理、業務命令の権限を有する者を使用者としております。

課長等の現場管理者も、時間外労働の命令・許可、有期契約労働者の契約更新決定等の労務管理の権限を有すれば、その権限の範囲内で③の使用者に該当し、違法行為を行った場合は処罰対象となります。

なお、両罰規定により現場管理者の違法行為は、違反防止措置を行っていない等の場合、その罪は法人、役員等まで及びます。

また、労働安全衛生法では法の履行者、責任者を「事業者」としており、法人企業と個人企業の事業主がこれにあたります。しかし、実際の安全衛生業務は、事業者から権限委嘱を受けた安全管理者等の安全衛生スタッフと、職長・作業主任者等の現場管理者が行っております。このような方々も違反を行えば処罰対象となり、違反防止措置の実施の有無に関わらず、その罪は法人等にまで及びます。



## 労働トラブル防止の第一歩は労働法令の知識を体系的に学ぶことです

労働トラブル発生の原因を作り、法的責任を真っ先に問われる現場管理者、労務担当者等には、その役割に応じた労働法令の知識が必要です。

しかし、現場管理者には本来の担当業務があり、「自らも労務・安全衛生管理の責任を担っている」との認識を持つことは難しく、労務担当者等も恒常業務の中で幅広い知識を習得することは容易ではありません。

そこで必要となるのが、労働法令の知識を体系的に学ぶ研修です。



## 労働法令の基礎を体系的に学ぶ1日研修が「労働実務総合研修」です

労働基準協会では、現場管理者と労務担当者の皆様が、労働法令の基礎知識を体系的に学ぶ、初級編「労働実務総合研修」を開催しております。

パワーポイントスライドを使い、随所に労働クイズ、労働小話等を盛り込んだ、分かりやすく、楽しく、部下の管理、労務管理のお役に立つ内容です。

労働トラブルを防ぎ、企業を伸ばす労務・安全衛生管理の実施のため、ぜひひととおり該当の皆様にご受講いただきますようご案内いたします。



労働小話でトラブルの怖さを理解 午前・午後のリフレッシュ体操

### 1. 日時・会場

開催月日	時間	会場	定員
令和7年 10月 7日(火) 12月 10日(木)	9時30分～ 16時30分	一般社団法人 名北労働基準協会 3階「大会議室」 名古屋市北区清水1-13-1	45名
令和8年 2月 12日(木)			

## 2. 研修内容

※講習修了者には「修了証」を交付いたします。

### (1) 労働トラブル発生時の企業責任と防止策

主な内容 ①労働トラブルの現状 ②労働トラブル発生時の責任  
③労働トラブル発生防止策

講師 (4)に同じ



### (2) 労災・雇用保険法の実務のポイント

主な内容 ①社会保険制度の体系 ②労災保険の給付内容と必要手続  
③雇用保険の給付内容と必要手続 ④労働保険事務組合制度

講師 一般社団法人 名北労働基準協会 理事・事務局長・ホワイト企業推進本部長  
RSTトレーナー・元労働保険事務組合課長 石田和彦

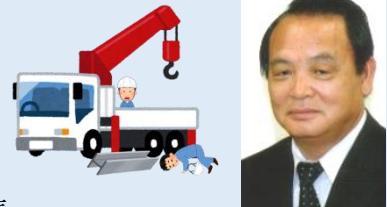
【講師プロフィール】社会保険労務士受験対策講座 労災保険法講師。長年にわたり名北協会の労働保険事務組合業務に従事し、労災・雇用保険の実務に明るい労働保険のスペシャリスト。愛知県下各労働基準協会主催の説明会・セミナー・企業出張教育等の講演を数多く行う。分かりやすい説明とボディアクションを駆使した誰でも分かる説明に定評がある。



### (3) 労働安全衛生法の実務のポイント

主な内容 ①法の体系、特徴 ②取り組みの歴史、成果、課題 ③課題への対応 ④安全衛生管理体制 ⑤健康診断 ⑥安全配慮義務・法改正

講師 池戸労務安全管理事務所 所長 池戸宏光氏  
元 名古屋北労働基準監督署長・元一般社団法人 名北労働基準協会 副会長



【講師プロフィール】愛知県下各労働基準協会開催 労働実務専門講座 安全衛生研修講師。30有余年労働基準監督官を勤め労働基準監督署長等も歴任し、この間数々の労災事故と向き合う。安全衛生管理体制の指導に長年にわたり携わる労働安全衛生法のオーソリティ。名北協会退任後も、安全衛生教育講師と企業への顧問活動を行う。熱意あふれる解説で労働安全衛生法を伝える。

### (4) 労働基準法の実務のポイント

主な内容 ①労働基準法の特色 ②労働のルールブック ③採用と退職  
④法改正を含む労働時間の規制 ⑤年少者・妊娠婦 ⑥今後の労務管理

講師 一般社団法人 名北労働基準協会 副会長・専務理事  
特定社会保険労務士・RSTトレーナー 市之瀬高司

【講師プロフィール】社会保険労務士受験対策講座主任講師、労働基準法担当。当地における労働基準法を中心とする労務管理のトップランナー。愛知県下各労働基準協会主催の講習・セミナー・企業出張研修等の年間100回の講演を行う売れっ子講師。巧みな話術とスライドにより、難しい労働基準法等を分かりやすく解説する。この講師から労務管理を学んだ受講生は延べ3万人を超える。



## 3. テキスト

### 「労務管理の早わかり」

労働関係法令の概要から、届出書類一覧表、記載例、届出用紙等を収録した、今後の労務管理の参考となるテキストです。

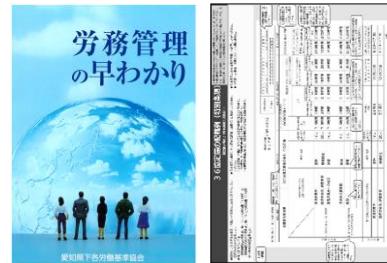
## 4. 参加対象

- 支店長・工場長・部長・課長等の事業場責任者・現場管理者
- 労務人事・安全衛生の新任担当者等
- 企業経営者・新規開業者

## 5. 会 費

会員10,000円 非会員13,330円 資料代、昼食代、消費税を含む

※労働実務基礎講習を受講し、令和6年度版「労務管理の早わかり」をお持ちの方は、会費より2,000円差し引かせていただきます。



テキストと収録されている法改正後の新しい時間外・休日労働協定届(36協定)の記載例

#### 会場案内 一般社団法人名北労働基準協会



愛知県下の企業勤労者等の皆様が、年間約1万人受講される会場です。



#### 【会場アクセス】

「名鉄」清水駅徒歩4分、東大手駅徒歩8分  
「地下鉄」名古屋城駅①番出口より徒歩12分  
「バス」市バス・名鉄バス清水口より徒歩5分  
「お車」名古屋高速黒川出口より5分

会場には受講者専用駐車場がありません。車にてお越しの場合は近隣に格安有料駐車場が多数あります。十分時間をみていただいたうえで、各自の責任・負担でご利用ください。

## 企業內出張研修



企業への各種「出張研修」を実施しており、令和5年度は約200回実施し、約10,000名が受講されておられます。自由な日程設定が可能で、企業実態に合わせたオリジナルテキストを使用し、教育効果も高く、会場への交通費・移動時間も削減され、教育費用の削減が可能です。

研修時間	1時間	2時間	3時間	6時間
研修費用	115,000円	155,000円	195,000円	315,000円
資料代	1名200~1000円程度。 資料の原稿を自社で印刷いただければ無料となる場合があります。			

当研修のお申込はこち  
らからでも可能です→  
(名北協会ホームページ)



申込要領

申込書を各労働基準協会へファックスでお申込みください。お申込み完了後、受講票と請求書を合わせてお送りいたします。  
開催日の14日前までに会費を下記銀行口座へお振込みください。

名 称	所 在 地	電 話 番 号	FAX 番 号	対 象 地 区
(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市
(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市港区港楽1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区
名古屋東労働基準協会	〒456-0022 名古屋市熱田区横田1-11-6 フジ神宮ビル8F	(052)890-4466	(052)890-4477	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/ 豊明/日進市/愛知郡東郷町
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6F	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町19 2F	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡
岡崎労働基準協会	〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1F	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
(一社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡
(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5F	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館GF	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマワール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4F4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市

振込先(実施機関)  
(一社)名北労働基準協会

三菱UFJ銀行 黒川支店 普通預金 No.2036133  
一般社団法人 名北学園基準協会

※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。

## 労働審務総合研修 申込書(コピー可)

申込日 年 月 日

労働実務研修申込書(ヨリ一式)					申込日	年	月	日	
事業場名				TEL	( )	一			
				FAX	( )	一			
事業内容				労働者数			名	出張研修	
所在地	〒						内容: 時期: 月 日頃 開始: 午前・午後 時 分頃~ 時間: 時間程 参加: 名程		
出席者	記入不要 講習番号	記入不要 受講番号	氏名	所属部署・職名	受講日	令和6年度版 労務管理の早わかり			
					令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 持っている <input type="checkbox"/> 持っていない			
会費 支払日	月 日 頃 支払予定 (銀行振込・現金書留・事務局窓口)		受講票送付先	受講者・担当者 (部署名) 様					

※会員登録 タ北協会会員の登録方法を示す。わからない場合はお問い合わせください。

**※会員番号** 名北協会会員のみご記入ください。分からない場合は未記入でも結構です。  
**※個人情報** この申込書をご提供いただいた個人情報は、会員登録用の申込書を除いて研修

\*個人情報 この申込書でご提供いただいた個人情報は、今回お申し込みいただいたに研修の参加者資料として使用。参加者の同意なく目的外の利用を行なうことはございません。07-10B

企業に必要な人材を的確に採用するためのスキル等を学ぶ研修

# 採用担当者研修

主催 愛知県下各労働基準協会

実施機関 一般社団法人 名北労働基準協会

企業に必要な人材を的確に採用するか、否かで企業の成長にまで影響を与えます。

また、採用後、労働能力が劣る、職場不適応で業績を上げられない労働者の処遇について、企業は頭を悩ませるわけですが、その唯一の対応策こそ、採用時の慎重な選考にあります。

しかし、就職差別防止のため求職者の個人情報の収集には制約があります。

そこで愛知県下の各労働基準協会では、労働者の採用を行う方々を対象とした、採用するためのスキルを学ぶ「採用担当者研修」を開催いたします。

採用後のトラブルを回避し優秀な人材を獲得するためにも、ぜひとも採用担当者の皆様に、ご受講いただきますようご案内申し上げます。

**日 時 令和7年 12月 4日（木） 13時30分～16時30分**

**会 場 一般社団法人 名北労働基準協会 3階 大会議室**

**講 師 吉山社会保険労務士事務所 所長 特定社会保険労務士**

（当協会実施 「人事考課者研修」専任講師） 吉 山 嘉 久 氏

## プロフィール

三菱重工業(株)名古屋機器製作所にて20年にわたり総務部勤労課長、総務部主務として労務人事等の管理業務を行い、その後営業部長を経て同社の関連会社代表取締役等を歴任し企業経営を行う。この間、社会保険労務士となり、現在は開業社会保険労務士として、顧問活動、企業研修の講師等多様な活動を行う。



## 内 容

- 最近の採用事情
- 人材を的確に採用選考するスキル
- 留意すべき法改正・指針
- 採用ニーズ把握の要点
- 自社アピールの留意点
- 採用データ把握の留意点
- 選考、内定フォローの要点
- 採用に関する判例・トラブル
- 課題別の留意点

**対 象** 人事部門で正社員の採用業務を行われる方

現場責任者で臨時労働者の採用業務を行われる方 等

**会 費** 会員 6,000円 非会員 7,000円 (資料代・消費税を含む)

**定 員** 45名 (定員になり次第締め切ります)

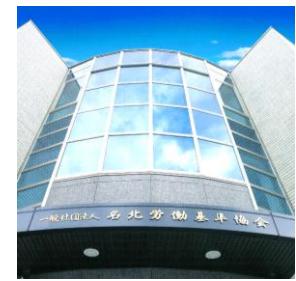


# 会場案内 一般社団法人名北労働基準協会



## 【会場アクセス】

「名鉄」 清水駅徒歩4分、東大手駅徒歩8分  
 「地下鉄」 名古屋城駅①番出口より徒歩12分  
 「バス」 市バス・名鉄バス清水口より徒歩5分  
 「お車」 名古屋高速 黒川出口より5分



愛知県下の企業勤労者等の皆様が、年間約1万人受講される会場です。

## ●インターネット受講について

- 会場実施日の一週間後より視聴が可能です。
- 視聴パスワードと視聴の手順は、視聴開始日までにお知らせします。
- 視聴可能期間は一週間です。

申込要領		申込書を各労働基準協会へファックスでお申込みください。お申込み完了後、受講票と請求書を合わせてお送りいたします。 開催日の14日前までに会費を下記銀行口座へお振込みください。			
名称		所在地	電話番号	FAX番号	対象地区
(一社)名北労働基準協会		〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市
(一社)名古屋南労働基準協会		〒455-0014 名古屋市港区港楽1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区
名古屋東労働基準協会		〒456-0022 名古屋市熱田区横田1-11-6 フジ神宮ビル8F	(052)890-4466	(052)890-4477	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/ 豊明/日進市/愛知郡東郷町
名古屋西労働基準協会		〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6F	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡
豊橋労働基準協会		〒440-0874 豊橋市東松山町19 2F	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡
岡崎労働基準協会		〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
一宮労働基準協会		〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1F	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
(一社)半田労働基準協会		〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡
(一社)刈谷労働基準協会		〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートビルズ刈谷ビル5F	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市
豊田労働基準協会		〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館GF	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
瀬戸労働基準協会		〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
津島労働基準協会		〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマワール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡
江南労働基準協会		〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
西尾労働基準協会		〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4F4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市
振込先(実施機関) (一社)名北労働基準協会	三菱UFJ銀行 黒川支店 普通預金 No.2036133 一般社団法人 名北労働基準協会				※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。

## 講習会等申込書（コピー可）

## 採用担当者研修

申込日 令和 年 月 日

申込協会		労働基準協会		会員番号				名北労働基準協会員のみご記入ください。 (郵送封筒に記載)
事業場名				T E L F A X E - m a i l	( )	( )	—	—
所在地		〒		事業内容		労働者数	名	
受講者名	区分 <small>ご記入 不要ですか</small>	氏 名	所属部署・職名		受講日・受講方法 <small>○をつけて ください</small>	ご案内送付先		
					12月4日 会 場・インターネット	受講者・担当者 <small>○をつけて ください (部署名)</small>		
					12月4日 会 場・インターネット	会費支払時期 <small>令和 年 月 日</small>		

・この受講申込書でご提供頂いた個人情報は、今回お申込み頂いた講習会の受講者資料並びに講習のご案内送付用として使用し、受講者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。